ケルゼンの価値論と経験論的一元論との間に存する 親和性について

文学研究科哲学専攻博士後期課程満期退学 関口 光春

論文要旨

本稿の目的は H. ケルゼンの価値論を発展させることにある。まず、ケルゼン価値論が説明される。かれによれば、存在から当為は演繹できないという原理から、価値相対主義が導かれ、既存の法秩序は社会的事実として捉えられ、解明される。次に、この存在と当為の二元論の欠点が示される。すなわち、事実と価値が分断され、事実について一定の評価が下せず、また価値に対して、事実の領域では可能な合理的アプローチが不可能となるのである。そこで、この欠点を補うために、経験論的一元論が模素される。それは、物と心が私の身体を介して重なり合う現象の世界である。社会は、言語によって他者と共有される心理現象として、その中に位置づけられる。最後に、この一元論とケルゼン価値論との親和性が論じられる。J. ロックの価値相対主義及び社会秩序の歴史的考察が取り上げられ、最大多数の最大幸福が立法に対する合理的アプローチを可能にすることが指摘される。

キーワード

ハンス・ケルゼン、価値相対主義、法実証主義、存在と当為の二元論、ジョン・ロック、私 の身体、経験論的一元論、快楽主義、最大多数の最大幸福

目次

第1節 ケルゼン価値論の功績

第2節 存在と当為の二元論の限界

第3節 経験論の一元論的世界像

第4節 経験論的一元論と価値相対主義

註

参考文献

第1節 ケルゼン価値論の功績

私はかつて哲学史の流れの中から、新カント派の法哲学者ハンス・ケルゼン(Hans Kelsen)の純粋法学を拾い上げ、かれの価値論を研究した(参照、関口 2001)。ケルゼンは存在(事実)と当為(価値)の二元論を新カント派から継承することによって、根本的に異なる二つの物の考え方の違いを明瞭に示した。すなわち、「~がある」(存在)という考え方は、現実をそのまま模写しようとするもので、模写は、理論の柔軟な修正によって現実に近づいていく。他方、「~があるべきである」(当為)という考え方は、理想を任意に構想するもので、理想と食い違う現実には圧力(サンクション)を加えて、現実を理想に近づけようとする。この、どうあるべきかを考える任意性から、かれは、様々な理想が定立可能であり、他を排除する唯一無二の絶対的な正義は合理的には存在しない、という価値相対主義を導きだすのである(Kelsen 1911b S.6, 1949 p.140f.)。

この価値相対主義と厳しく対立するのが、絶対的正義の存在を論証しようとする価値絶対主義である。この立場はしばしば事実から価値を導きだそうとする。もしこれに成功すれば、模写されるべき現実として正義が現れてくる。つまり、われわれの主観的願望がどうであろうと、それとは無関係に客観的に存在し、われわれがそれを受け入れざるを得ない現実、所与として、ある一定の価値が現れてくるのである。この論証の仕方は人類にとって魅惑的で、古来多くの思想家の頭脳をとりこにしている(Cf. Kelsen 1949 p.141ff.)。そこでケルゼンはこの種の価値絶対主義に反駁するための根拠として、存在から当為を論理的に導きだすことはできないという命題を前面に打ち出す(Kelsen 1911b S.6f., 1949 p.140)。もちろんこれは当然のことで、模写されるべき現実の中に、現実に圧力をかけて実現しようとする理想を見いだそうとするのは、明らかに自己矛盾している。したがってわれわれも、多くの知識人を魅了したこの種の価値絶対主義に与することはできないし、存在から当為は導きだせないというケルゼンのこの命題は、人類の価値創造過程に硬直性をもたらすそうした価値論に、陥らないための指針として、受け入れることとしたい。

さて、話が混乱することになるが、ケルゼンは存在と当為の対立を、科学を区分する基準としても活用している。すなわちその対立によって、自然法則の獲得を目ざし、その法則によって存在の世界を説明しようとする自然科学(因果科学)と、当為の世界の認識を目ざす規範科学とが区別されるのである(Kelsen 1911b S.8f.)。ここで注意しておかなければならないことは、ケルゼン自身強調しているように、認識対象としての当為の世界は、あくまでも前述した物の考え方としての当為、つまり意志により任意に構想された理想であって、規範科学が認識をとおして得られるものではないということである(a.a.O.S.10)。以上のことからわれわれは次のように結論することができる。すなわち自然科学も規範科学も、科学であるからには、前述した物の考え方としての存在、つまり現実をそのまま模写しようとするものであるということ、それゆえ探究される現実も科学の区分に応じて二通りに区分される

必要があり、自然法則の対象となるのが物理的事実(存在の世界)であるとすれば、規範科学が認識しようとするのは、ケルゼンはきっとこの表現を好まないが、社会的事実(当為の世界)である、ということになる。

このように考えれば、ケルゼンの法学者としての仕事も容易に理解することができる。ケ ルゼン自身が法科学として研究していたことは、立法者が定立した実定法を解明することで ある。法科学や道徳科学等の規範科学は立法にはかかわらない。それがかかわるのは、いわ ば、社会がどのような理想を立てたのかの社会的事実としての秩序の確認、そうした秩序の 構造の解明、並びにその論理分析である。かれが前提とした仮説的根本規範も、必ず実定法 が導きだされる内容になっているし、法段階説は、法秩序の構造を分析するものであり、法 論理の研究は、法秩序の論理的構造を明らかにしている(Vgl. Kelsen 1934 S.62-89)。これ らの探究は、過去の実定法に対しても有効であるから、ケルゼンが法学者として実際に行っ た仕事は、法秩序に対する歴史的考察と言ってもよい。そして「悪法も法なり」と主張する 法実証主義の立場に立つケルゼンからすれば、ナチスの法秩序に対して、それが周りからど んなに道徳的に非難されようとも、一回限りの個別的な歴史的存在として記述、分析するこ とが可能であり(Kelsen 1945 p.43)、実際に実在している特定の法秩序を断罪し、その存在 そのものを否定するわけにはいかないのである(参照、長尾 1985、388-389頁)。こうして 見てくると、ケルゼンの自然科学と規範科学の区分は、本人は否定するが、新カント派西南 学派の、自然科学と歴史学の方法的区分とぴったり合い(参照、関口前掲書、118-119、 175-177頁)、結局のところ、理論的に提示された価値相対主義を歴史的に実証することに なる。すなわち、過去から現在に至るまでの各時代、各地域の立法者が実際に打ち立てた法 秩序や道徳秩序は、様々なものがある、ということを歴史上示すことができるのである。

第2節 存在と当為の二元論の限界

しかしながら、このようにして一見確立したかに見えるケルゼンの価値相対主義は、一つの構造的な不安定要因を抱えている。それは、かれが初期の法理論を変容して、コーエン (Hermann Cohen) とフッサール (Edmund Husserl) の影響の下に「純粋法学」をつくり上げていく過程で、その哲学的基礎に据えた、存在の世界と当為の世界の領域二元論である。これは三番目の存在と当為の対立で、純粋法学成立以前にはなかった主張である (参照、関口前掲書、115頁以下)。すなわち価値の純粋性を確保するため、事実の世界と価値の世界を完全に分断し、社会や規範、価値から物理的事実の要素をすべて取り除く徹底した二元論なのである。おまけに規範を意味的存在と規定し、存在の世界を無意味で孤立した裸の感覚的存在の集合体に純化している (Kelsen 1922 S.159f.)。これは大変なことである。物理的存在でもある人間の行為を良いとか悪いとか価値評価できなくなるし (Kelsen 1916 S.64f.)、実定法と机上の理想の秩序との区別がつかなくなる。つまり実定法そのものが存立

しなくなるのである。判決も行政の執行も、犯罪行為も個々の契約も、感覚的事実の要素を 抜きにしては成立しない。他方で物理的世界においては、例えば「鉄」の意味がないとすれ ば、鉄も存在しなくなる。かつて「鉄」と呼ばれていた多くの個物が、個々別々に存在する のを感覚するだけになるのである。純粋法学とはこのような矛盾をはらんだものであり、そ こから導きだされる価値相対主義も不安定にならざるを得ない。

ところで初期のケルゼンが主張した、さきの二つの存在と当為の対立のうち、かれの心の前面にあったのは、第二の存在と当為の対立であったかもしれない。この、科学のタイプとしての存在と当為の対立は、教義学的法学を、法の社会学的説明や心理学的説明から守る、有り体に言えば、因果科学の侵攻から防衛するといった防御的性格が強い。この動機から、もっと守りを徹底し純粋さを追求したいと思えば、第三の存在と当為の領域二元論へ移行するのは自然なことであり、初期の『国法学の主要問題』(1911年)にもすでに、領域二元論が素朴な形で顔をのぞかせている。同書序文でかれは、一元論的世界観が存在しうることを自覚した上で、「私の思考の中に、自我と世界、心と身体、主体と客体……その他この永遠の二元性の耐え難い分裂を架橋する道を見いだすことができない」(Kelsen 1911a S.VI)と告白している。この言葉を念頭に置いてケルゼンの領域二元論の主張を聞くと、かれの言う当為の世界が、思いもかけずに、非合理的な来世のすぐ近くにまで来てしまっているのを感ぜざるを得ない。もちろんわれわれとしては現実と合わない領域二元論に基づいた価値相対主義を支持するわけにはいかない。そこでかれの価値相対主義を、領域二元論の枠の中で考えるのではなく、ケルゼンの告白とは逆に、何らかの合理的な一元論的世界像の中に位置づけることを、われわれの第一の課題としたい(1)。

ケルゼンの価値相対主義には、さらにもう一つ、得心のいかないところがある。それは、どのような価値を定立すべきかを決めるのは、合理的、科学的な要素ではなく、感情的、意志的な要素であるとする、価値情緒説である(Kelsen 1953 p.5)。こうした価値の捉え方も、今度は第一の存在と当為の対立から、自然に導かれるものと言ってよい。理想は、科学に制約を加える現実、換言すれば、科学が合理的に立ち向かわねばならない現実から、まったく制約を受けずに立ち上げることのできる観念であり、このような意味で価値の定立は完全に任意なのである。われわれはそういった主張をもつ価値相対主義を、無制約的価値相対主義と呼ぶことにしよう。実はこの無制約性はケルゼンにとって何ら違和感を覚えさせるものではない。法実証主義者としてのケルゼンは、立法者が主観的に定立する実定規範秩序を社会的事実として確認し、それを分析すればよいのである(Vgl. Kelsen 1941b)。しかしわれわれ価値論を探究する者にとっては、価値は主観的、感情的に定立される、といった結論は、定立される価値の内容について、合理的な議論は不可能である、ということと同じことであり、ここで歩みを止めてしまったら、ただ価値絶対主義を批判するという、消極的な作業しか残らないことになる。これこそがケルゼンの無制約的価値相対主義の物足りないところで

ある。だからといって、存在という現実の制約から当為を導きだして価値の絶対性を立証しようとする、価値絶対主義に陥ってはならない。そこで、この意味での価値相対主義をしっかりと堅持し、各々の実定法、実定道徳等の多様な社会的事実を容認した上で、われわれはなお、当為を上述のとは違った意味で制約する、したがって立法者が何らかの合理性をもって向かい合わねばならない別次元の何かを、ぜひとも探り当てる必要がある。これが本稿の第二の課題である。

第3節 経験論の一元論的世界像

それではさっそくこれら二つの課題に取り組む前提として、ケルゼンの価値相対主義を位 置づけることができて、その中で価値相対主義の被制約性を検討することができるような、 一元論的世界像を模索することにしよう。その足掛りとして、存在と当為の二元論が優勢で、 ケルゼンに影響を与えた当時のドイツ哲学圏から目を転じて、イギリスの経験論哲学及びそ の系統に属するマッハ(Ernst Mach)の哲学に注目しようと思う。実は、「純粋法学と分析 法学」という論文の中で、ケルゼンは、オースティン(John Austin)が一世紀も前に提唱 したイギリスの分析法学と、純粋法学との類似性を自ら指摘しているのである。かれはまず 両者が実定法の認識において、正義の哲学と法の社会学を排除している点で同じであると強 調している(Kelsen 1941a p.271)。これは分析法学が純粋法学と同じく、実定法を歴史的な 事実として捉える法実証主義に属していることを示している。次にかれは、オースティンが 法を一種の命令と捉えている点に対して(J. Austin 1832 p.90)、命令は意志の表明であると いう観点から反論しているが (Kelsen ibid. p.272ff.)、前にも触れたように、ケルゼンは後 に「正義とは何か」で、価値判断は理性ではなく意志や感情が決定し、それゆえ価値は原理 的に相対的にならざるを得ないと主張していて(Kelsen 1953 p.4f.)、両者の立場は同じであ る。そして大事なのは、ケルゼンが分析法学の不十分な点として、それが「『存在』と『当 為』の区別に注意を払っていない」ことを挙げている点である(Kelsen 1941a p.271)。つま りケルゼンと同様の、オースティンの価値相対主義は、存在と当為の二元論に依拠していな いということになるのである。ここに、イギリス経験論哲学及びマッハ哲学によって、われ われの二つの課題の解決に有効な一元論的世界像が提示されている可能性が、ケルゼン自身 によって図らずも示唆されているのである。

さて経験論を代表するロック(John Locke)によると、世界を構成する対象は、観察や経験だけが提供することができる。そしてそれらの対象は大別して二つの種類に分けられる。一つは感覚器官をとおして、白さや熱さ、硬さ、甘さなどの感覚的性質がもたらされ、今一つは内省をとおして、思考や信仰、意志、情緒などの心の作用がもたらされる(Locke 1690 Bk.2.ch.1. § 1-5)。この二種類の対象はそれぞれ物的なもの、心的なものと言い換えることができよう。これらは大多数の人が経験するものであるが、その経験という共通の起源を忘

れてしまうと、ケルゼンが処女作序文で告白したような、自我と自然、心と身体といった、 両者を別世界に配する二元論が、自然とわいてくることになる。あるいはそれとは逆に、こ の区別に耐えきれず、一方を他方に還元して、すっきりしようとする知的営みが精力的にな されるのも、人類の精神活動の一側面を表している。例えばレーニン(V. I. Lenin)の考え る唯物論においては、物質は人類の感覚、意識に依存せずそれだけで存在し、物質から構成 される世界には、必然的な因果的自然法則が客観的に実在する。そして脳や神経、網膜等、 特定の仕方で組織された物質(人間)には意識が生まれ、他の物質の作用を受けて感覚が生 起し、自然法則を近似的ではあるが忠実に反映したものが認識として発生する、というよう に考えられている(レーニン 1952-3、上巻71頁、中巻42頁、下巻164頁)。それとは正反対 の立場にあるバークリ (George Berkeley) の哲学では、心が唯一の実体として残り、物質 は、その心の内に知覚されるという形でのみ存在が許され、その結果、物質はすべて心に飲 み込まれることになる(Berkeley 1710 Pt.1. § 2,3,7)。このようにレーニンやバークリの考え には、世界を強引にでも一元的に捉えようとする意欲が垣間見られる。これに対してロック は、自然発生的な二元論や意欲的な還元主義とは違った第三の道をとる。かれは、これら二 種類の対象が経験に由来するという共通の性格を帯びるものとして、両者の相違を認めつつ も、同一の名称でこれを表現する。すなわち、物的なものと心的なものを合わせて、「観念」 (idea) と呼ぶ (Locke *ibid*.)。しかしロックはこれを多くの箇所で「現象」(appearance) と言い換えているので (ibid. Bk.2.ch.8. § 19, et al., cf. Fraser 1894 p.32f.note 2)、われわれと しては誤解の少ない「現象」という言葉で、経験に由来する対象を表すことにしたい。そし てもし物的なものと心的なものを現象と呼んでよいならば、われわれはそれらが何に対して 現れるのか、と問うことができる。物的なものが感覚器官をとおして現れるとすれば、それ は取りあえず各々の身体に対して現れると言えよう。心的なものが反省をとおして現れるな らば、それは各々の意識に対して現れると答えることができる(参照、田中 1968、119-121頁)。いずれにせよ、世界を構成する対象は現象としてのみ存在すると考えることが、還 元主義に陥ることなく二元論を回避するわれわれの出発点となる。

この基本原則に則れば、まずもってなされなければならないことは、現れていないのに存在するとされているものを除去して、世界をならすことである。その点で最初に目につく異物は実体である。ロックはこの、属性としての諸性質や諸作用を支えると想定される物的実体や心的実体について、そのような実体は明確には現れていないと、疑念を呈している(Locke ibid. Bk.1.ch.3.§19, Bk.2.ch.13.§15)。それに対して、経験論の一角を占めるバークリは一歩進めて、はっきりと物的実体の存在を否定し、精神に知覚される受動的な物質は、結果を生みだすパワーをもたず、何らかの原因となることができないと主張する。反面かれは、先に触れたように、心的実体を認め、物質を知覚する能動的な精神は、何かを意志し(原因)、それを生みだす(結果)パワーをもつと、当たり前のように語り(Berkeley ibid.

Pt.1. § 7.25-27. 参照、戸田 2007、第3章)、ロックが到達した位置から数歩も後退している。 この中途半端な状況を打破したのが、ロックの経験論を徹底させたヒューム(David Hume)の哲学である。かれは、物体のみならず心さえも知覚の束と捉え、両実体は単なる フィクションにすぎないと明言する(Hume 1739-40 p.15f.,219-221,252f.,633-635)。そして ヒュームはバークリよりさらに歩を進めて、因果律の心理的説明を行う。かれによると、原 因とされるものに、結果とされるものを惹き起こすパワーを見いだすことはできず、原因と 結果が恒常的に連接するのを観察するところから、それらを結びつける心的習慣が生まれ、 それによって原因が現れると結果を思わざるを得ないという、心の限定されている観察者側 の感じ・印象が、結果を惹き起こすパワーや、結果が惹き起こされる必然性として、対象の 側に投影されるというのである(ibid. p.87,102f,,115f,,156,165f,, 参照、泉谷 1996、第2章第 5節)。さらにヒュームの場合、心と物の境目は薄く、意志と身体運動との間にも恒常的連 接があるだけで、身体を動かすパワーが意志に備わっているわけではないとされ、同じ論法 で意志と、状況や社会組織、賞罰などの動機や行為者の気質との間にも、恒常的連接が認め られ、その意味で意志の自由が見事に否定されている(*ibid.* Bk.2.pt.3. § 1,2, p.632f., 参照、 同書、第2章第8節)。さすがにここまでくると、夾雑物の取り除かれた現象の世界が、開 けてきたと言うことができよう。

次にわれわれは、このような現象世界がもつ大まかな構造を把握しなければならない。そ の点で重要なのが、物的現象と心的現象の結節点となっている「私の身体」である。ロック はこの特異な位置を占める私の身体の意義に、十分気づいていたように思われる。かれの日 常の経験からすると、私の精神(my soul)は私の身体(my body)と結びついていて、私 の身体が旅行等で移動すると、私の精神もそれについていって、空間的に移動するというの である。つまり空間の位置については精神ではなく身体が主導権を握っているのである (Locke ibid. Bk.2.ch.23. § 19,20)。そして移動する先々の場所で、見たり聞いたりする感覚の 作用が働いて、私の身体の外部に(without me:これを精神の外とは解釈できない)物体 が現れると同時に、それを見たり聞いたりして状況を把握しようとする精神がそこに(within me) 存在しているのである (ibid. §15)。これに加えてヒュームは、目を指で押すと対象 が二重になる現象を重視し、私の身体が腐った後は、私は考えることも見ることも愛するこ ともないとして、物的現象も心的現象も私の身体に依存していることを明らかにしている (Hume *ibid*. p.210f.,252)。このような経験論の一元的世界像をより分かり易く示したのが、 ヒューム哲学の焼き直しと評されたマッハの哲学である(参照、泉谷前掲書、19頁)。かれ は、ロックが一元的に説明した、私が何かを見ている状況を、画にかいて示している。本人 の左目に映った室内の視覚像を、自己の身体を中心に据えて、そのまま素描した自画像であ る(Mach 1886 S.15)。この自画像の秀逸な点は、私の身体の外部に室内が描かれているこ と、自分の顔が一部しか見えない私の身体を描いて、他者の身体との決定的な違いを示した

こと、そして眼孔の奥のこちら側に、本来は視覚的に描くことができない意識が、あたかもそこに現れているかのように描かれていることである(参照、村田 1998、15頁)。このデッサンはわれわれに、物と心の現象世界の要の位置を私の身体が占めていることを、直観的に示してくれる、文字通り一元的世界像なのである。

このような世界像に準拠するならば、最低限、押さえておかなければならないことは、私 の身体の外(環境)に現れる物的対象と、私の身体に結びついてそこに現れる心の作用との 間に、どのような関わりがあるのか、ということである。両者の最も分かり易い関わりを、 まずマッハが、「補完する」という形で示してくれている。かれによれば、色づいた球状の 物体を見たとき、この物体(果物)は、味や香りの記憶で補完されるのである(Mach 1886 S.192)。次にロックは、心が対象を比較することによって、「関係」が作られるとしている。 例えば、ある男性をある女性と比較すると、かれは「夫」として現れ、ある子どもと比較す ると、同じ男性が「父」として現れる。物的対象そのものは変化せず、心の比較作用によっ て、その対象には含まれない何かがそれに付け加えられるのである(Locke *ibid.* Bk.2.ch.25. §1,7,8)。そしてケルゼンもこの問題で重要な指摘をしている。かれによれば、法は「解釈 図式」として機能し、ある行為は刑法をとおして殺人と解釈され、別の行為は、それと似た 行為なのに、刑事訴訟法をとおして死刑執行と解釈される(Kelsen 1934 S.4f.)。さらに科学 哲学者ハンソン(N. R. Hanson)によれば、ケプラー(Johannes Kepler)は夜明けの空に、 地平線が沈下していって、その分太陽が上から少しずつその姿を現してくるという、「理論 負荷的な」観察事実を見るのである(ハンソン 1986、第1章)。以上のようにそれぞれの物 的対象は心の作用を取り込み、それと一体となって、果物や夫、殺人行為や地球の自転とい った客観的事実として、われわれの前に現れてくるのである。

最後にわれわれは心の分化、成長について触れておかなければならない。何といっても心の最大の特徴は、ロックも言っているとおり、私の身体に結びついている心は一つで、他者の心は一切現れないということである。それにもかかわらずわれわれは私の身体の外に現れる他者の身体にも、私の身体と似ているところから、他者の心が結びついていると推定する。そこでわれわれは、他者から働きかけられたり他者に働きかけたりする相互作用をとおして、そして物理的記号である言語をとおして、他者の考えとされるものを、私自身の心の中の一区画に再生するのである(Cf. Locke *ibid.* Bk.3.ch.2.§1)。これによってプライベートな心の領域の中に、言語等をとおして他者と間接的に共有する、いわば意味的心理世界が発生することになる。こうした分化は、発生史的に捉え直すと、以下のとおりになる。ロックによると、心は白紙で、個人は経験によってしか心の中身を豊かにすることができないが(*ibid.* Bk.1.ch.2.§22, Bk.2.ch.11.§16)、個人の体験には限界がある。ところが、マッハの思惟経済説の表現の仕方に従えば、言語による経験の伝達によって、自己の体験が節約され、他者の経験が心の中に取り込まれることになるのである(Vgl. Mach 1923 S.222)。主に何が取り込

まれるかというと、一つは既存の社会のルールである。例えばヒュームは、相互の所有物を尊重するルールが、言語と同じく、黙契として成立するとしているが、この所有権は、人々が違反の不都合を反復して経験しながら、共通利害の一般的感覚に誘導され、その有用性が実感されて、徐々に成立したルールなのである(Hume ibid. p.484-491)。そして今一つが知識である。マッハの例を借りれば、他者の苦しい体験に基づいて得られた、「斑点のあるのが毒きのこである」という知識が、自ら苦しむことなくコミュニケーションを通じて、入手することができるのである(Vgl. Mach 1905 S.112f.)。つまり他者から、社会を存続させ、そこから利益を引き出すのに不可欠なルールと、自然環境に適応していくのに役立つ知識とを獲得できるというのである。

第4節 経験論的一元論と価値相対主義

以上でわれわれは、ケルゼンの価値相対主義を一元論的世界に移し替えるという、自らに 課した課題の克服に必要な一元論的世界像を、素描し終えたと思う。ここでその全体像を改 めて分かり易く言い直すとすれば、次のとおりとなる。すなわちわれわれの住む一元論的世 界は、私の身体の周りに物理的環境が展開していて、その環境の中に協力可能な他者の身体 が存在し、協力に不可欠な物理的記号が既に使用され、社会ルールも知識も大量に蓄積され ていて、それらを自分の心に吸収し、私は他者との間で発語内行為を適切にやり取りしなが ら (Cf. J. L. Austin 1962)、社会に参画し、社会から恩恵を受け取って、物理的環境の中で 行動し生きていく、そのような世界なのである。この世界の中で、まずケルゼンの第一の存 在と当為の対立、すなわち理論と理想の対立が、経験論の立場からどのように把握されるこ とになるのか、自然法則と法律の対立として見ることにしよう。マッハと同時代のイギリス の学者で、同じ記述学派に属するピアソン(Karl Pearson)は、まず本稿第3節の冒頭で言 及したオースティンの見解と対峙する。その見解とは、違反に対する罰でルールを強制する 法律は、命令と義務を含み、他方、自然法則は繰り返される知覚の継起であり、その継起は 人間から独立した外部世界の一部を構成する、というものである。それに対してピアソンは、 自然法則も法律と同様に知性の産物であり、記号で表現され認知されて初めて存在するもの であると反論する。つまり両者は精神が創造し記号で表現されたもので、物理的記号として 存在するとともに、意味的心理世界に存するものなのである。その上でピアソンは、法律は 命令であり、自然法則は感覚印象の継起を簡潔に記述する精神的速記であるとして、両者を 区別している(Pearson 1892 Ch.3. § 2-5)。マッハはこの主張に同調しながら、記述という 用語の代わりに、「予期の制限」という表現を、自然法則の生物学的意義を強調するために 提案している。すなわち自然法則も法律も予期の制限として捉え、両者の共通点をより具体 的な心理状況で表現しようとしているのである。もちろん予期が裏切られたとき、自然法則 の場合は、現実が理論に従うのではなく、理論が現実に従うことになる(Mach 1905

S.450,455f.)。例えば「斑点のあるのが毒きのこである」という知識をもって斑点のないきのこを食べて食中毒を起こせば、知識の方を当然、修正することになる。他方でわれわれは、他者の所有物を勝手に自分の手の届く所に移動させれば、社会ルールが修正されるのではなく、それを根拠に、一定の罰を受ける体験をしたり、或いは他者が同じような状況で罰せられるのを目撃したりするのである。

次にケルゼンの第二の存在と当為の対立であるが、本稿第1節の最後の段落で述べたよう に、かれはそれによって法実証主義が可能であることを示そうとしているので、われわれと しては、実定法や実定道徳が合理的に探究しうる対象であることを明示できればよいのであ る。ところで実定規範の特徴は、意味的に存在するとともに、実効性があるということであ る。この二つの要素は、ケルゼンの第三の、存在の領域と当為の領域の二元論では引き裂か れてしまうのに対して、われわれの一元論では、先に考察した「盗むべからず」という社会 ルールの例で明らかなように、まったく問題なく結びつくことができる。したがってここで は、ロックがいかにして経験論の立場から、一元論的世界で出合う実定規範を観察し、それ らを合理的に探究して、ケルゼンと同じ結論に至ったかを見ることにしたい。ロックはまず 歴史や旅行家からの海外の報告で、互いに相容れない、想像を絶する実定秩序を知る (Locke *ibid.* Bk.1.ch.2. § 9,10)。さらに国内の現状に目を向けると、実に様々な実定規範に出 合うことになる。その中には矛盾し合う規範もあったに違いない。そうした混乱の中から、 立法者や執行者の人的つながり、規範とそれらの人々との関係、規範相互の意味上の論理的 結びつきなどから、かれは三つの実定規範秩序を発見する。実定道徳、実定法、神の法であ る。かれはそれらを相互に独立し、影響し合う存在と見ていて、ケルゼンの根本規範説を彷 彿とさせる(*ibid.* Bk.1.ch.2.§4,5, Bk.2.ch.28.§6−15)。さらにかれは、実定規範が、それぞれ の賞罰を科す力をもつ各々の立法者の意志によって定立されるのを観察し、行為はそうして 生まれたそれぞれの規範と比較されて、規範に従っていれば善い行為、違反すれば悪い行為 と論理的に導きだしうることを洞察する (ibid. Bk.2.ch.28. \S 5)。つまり価値は相対的になら ざるを得ないという結論にロックはすでに達していたのである。

しかしだからといって、何の制約もなく実定規範が定立されるわけではない。ロックは、主たる社会ルールの大半がどの社会にも共通している事実に着目し、それは、各人の利害が一致するところでは、それに対応したルールが定立されざるを得ないからであると説明している(Locke *ibid*. Bk.2.ch.28.§11)。ヒュームも、上述のルールは人為的だが恣意的ではないと強調する。すなわち各個人は、協力して力が増し、分業によって能力が向上し、相互扶助によって運命や災害に、よりさらされなくなる、そういう社会を、所有権を尊重しないと、失うことになるのである(Hume *ibid*. p.484,485,497, cf. Mill 1861 Ch.5.par.33)。こうした意味で社会は各個人の利益を図るうえで不可欠の手段なのである。問題は、この各人の利害をどう考えるかということであるが、それは、功利主義者ベンサム(Jeremy Bentham)の快

楽主義を参考にして、より具体的に考えていきたい。というのは、利害の基礎には快楽と苦 痛(以下、快苦と略記)があると考えられるからであり、前節で示した、私の身体を介した、 その意味で生物学的な一元論によく適合すると思われるからである。ベンサムによれば、ま ずそのものとして見ると、自然的な快楽が善、自然的な苦痛が悪である(Bentham 1789 Ch.1.par.1, cf. Locke *ibid*. Bk.2.ch.21. § 63)。しかし、生物学的視点に立てば、苦痛も手段と して必要となる(Cf. Bentham *ibid*. Ch.3.par.1,9)。功利主義が挙げる快苦は三つに大別され る。身体的快苦と社会的快苦、そしてベンサムの後継者ミル(J. S. Mill)が強調した知的 快苦である(Bentham *ibid*. Ch.5, Mill *ibid*. Ch.2,par.4,6,14)。それと同時にミルは、それら の快苦が能力の発揮に伴う快苦であることを指摘しており、快苦が手段であることをより鮮 明にしている (Mill *ibid*. Ch.2.par.4,8,13)。それでは快苦の目的は何かといえば、ミルは幸福 ――ただベンサムは幸福を快楽や苦痛の回避と同じ意味で用いている (Bentham ibid. Ch.3.par.1) ——であると言う (Mill *ibid*. Ch.4.par.2,3,5)。たしかに客観的、結果的には個体 および種の存続であるが (Cf. Mill ibid. Ch.2.par.12)、主観的には「幸福」と表現した方が より個人の実感に近いので、ここではその意味で「幸福」の概念を用いることにする。する と、ベンサムの表現を借りれば、社会の目的は「最大多数の最大幸福」ということになる (Bentham *ibid*. Ch.1,par.13.note)。そしてそれを実現するための手段として、ロックにも同 様の見解が見られるが、自然的な快苦が賞罰として一定の行為に人為的に結びつけられて、 価値相対的な社会秩序がつくられるのである (Bentham ibid. Ch.3.par.1-5, cf. Locke ibid. Bk.1.ch.2. § 6. Bk.2.ch.28. § 5-7)。このように社会を捉えるとき、社会秩序の価値相対性は、 最大多数の最大幸福という目的を達成するための手段として制約を受けると同時に、多様で 変動しうる物理的、社会的環境に適応するための柔軟性とプラスに位置づけることができる。 また一定の社会秩序がそのときの状況の中でどの程度その目的を実現しているか、どう立法 すればよりよくその目的を達成できるか、目的手段の観点から合理的に評価・検討すること が可能となる。

以上で価値相対主義の制約の可能性を、生物学的な一元論の中で、最小限、示すことができたのではないかと思われる。

註

(1) 筆者はかつて感覚と意味の側面二元論で、この欠点を補おうとしたが(参照、関口前掲書、242頁以下)、実質的には一元論的でありながら、意識が徹底していなかったため、「二元論」と表記している。ここではそれを改めて、より根源的で明確な一元論の見取り図を描きたいと思う。

参考文献

泉谷周三郎(1996)『ヒューム』、研究社出版。

関口光春(2001)『ケルゼンとヴェーバー』、新泉社。

戸田剛文(2007)『バークリ』、法政大学出版局。

長尾龍一(1985)「根本規範について」、上原行雄他(編)『自由と規範』、東京大学出版会、377-398頁。

ハンソン、N. R. (1986)『科学的発見のパターン』、講談社学術文庫。

平井俊彦(1968)「ロックの哲学思想」、田中浩他(編)、『ロック』、清水書院、109-137頁。

村田純一(1998)「講義の7日間」、『岩波 新・哲学講義』、第4巻、岩波書店、1-66頁。

レーニン、V. I. (1952-3) 『唯物論と経験批判論』、上・中・下巻、岩波文庫。

Austin, John (1832) Lectures on Jurisprudence, Vol. 1, R. Campbell (ed.), 4th ed., Thoemmes.

Austin, J. L. (1962) How to Do Things with Words, 2nd ed., Harvard Univ. Press.

Bentham, Jeremy (1789) An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, in Works of Jeremy Bentham, superintended by J. Bowring, 1838-43, Vol. 1, Russell & Russell.

Berkeley, George (1710) A Treatise concerning the Principles of Human Knowledge, J. Dancy (ed.), Oxford Univ. Press.

Fraser, A. C. (1894) 'Annotations', in Locke 1690.

Hume, David (1739-40) A Treatise of Human Nature, L. A. Selby-Bigge (ed.), 2nd ed., revised by P. H. Nidditch, Oxford Univ. Press.

Kelsen, Hans (1911a) Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, J. C. B. Mohr.

- ——(1911b) 'Über Grenzen zwischen juristischer und soziologischer Methode', in Kelsen u. a. 1968, S. 3–36.
- ——(1916) 'Die Rechtswissenschaft als Norm- oder als Kulturwissenschaft', in Kelsen u. a. 1968, S. 37-93.
- ——(1922) Der soziologische und der juristische Staatsbegriff, 2. Aufl., Scientia.
- ——(1934) Reine Rechtslehre, Scientia.
- —(1941a) 'The Pure Theory of Law and Analytical Jurisprudence', in Kelsen 1957, p. 266–287.
- —(1941b) 'The Law as a Specific Social Technique', in Kelsen 1957, p. 231–256.
- ——(1945) General Theory of Law and State, A. Wedberg (tr.), Harvard Univ. Press.
- ——(1949) 'The Natural-Law Doctrine before the Tribunal of Science', in Kelsen 1957, p. 137-173.
- ——(1953) 'What Is Justice?', in Kelsen 1957, p. 1-24.
- ——(1957) What Is Justice? Collected Essays by Hans Kelsen, Univ. of California Press.
- Kelsen, Hans u. a. (1968) Die Wiener rechtstheoretische Schule. Schriften von Hans Kelsen, Adolf Merkl, Alfred Verdross, hrsg. von H. Klecatsky u. a., Bd. 1, Europa.

Locke, John (1690) *An Essay concerning Human Understanding*, annotated by A. C. Fraser, 1894, 2 vols., Dover.

Mach, Ernst (1886) Die Analyse der Empfindungen, 9. Aufl., Gustav Fischer.

- ——(1905) Erkenntnis und Irrtum, 4. Aufl., J. A. Barth.
- ——(1923) Populär-wissenschaftliche Vorlesungen, 5. Aufl., Böhlau.

Mill, J. S. (1861) Utilitarianism, R. Crisp (ed.), Oxford Univ. Press.

Pearson, Karl (1892) The Grammar of Science, 2nd ed., Adam and Charles Black.

On the Affinity between Kelsen's Theory of Value and the Empiricist Monism

SEKIGUCHI, Mitsuharu

Abstract:

My aim in this paper is to develop Hans Kelsen's theory of value. First, it is explained what is Kelsen's theory of value. According to Kelsen, from the principle that 'ought' can't be derived from 'is', it follows that values are relative, and, therefore, given social orders are taken and elucidated as social facts. Secondly, it is showed that there are two defects in the dualism of 'is' and 'ought', that is, we couldn't evaluate a certain fact, and it were impossible to approach social values rationally, whereas it is possible in the region of facts. Thus, thirdly, the empiricist monism is pursued in order to supplement the defects in the dualism. It is the phenomenal world where matter and mind, which are mediated by my body, penetrate into one another. The society is placed in the world as psychological phenomena which are shared with others through the language. Finally, it is argued that the empiricist monism has an affinity for Kelsen's theory of value. We first deal with John Locke's relativistic theory of value and his historical consideration of social orders, and then point out that the greatest happiness of the greatest number enables us to approach the legislation rationally.

Keywords: Hans Kelsen, the relativistic theory of value, the legal positivism, the dualism of 'is' and 'ought', John Locke, my body, the empiricist monism, hedonism, the greatest happiness of the greatest number